

佐渡市と新潟国際芸術学院との連携に関する協定書

佐渡市（以下「甲」という。）と学校法人新潟国際芸術学院（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが連携のもと、相互に協力して海外の大学を誘致し、佐渡を世界のアトリエ・国際研修基地にし、国際交流人口を増やすことにより、佐渡観光の振興に寄与することを目的とする。

（連携及び協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる各項について、連携し、協力する。

- (1) 海外の学生の受け入れに関すること
- (2) 研修支援に関すること
- (3) 国際交流及びまちづくりに関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な内容に関すること。

（連携会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲と乙とで構成する連携会議を設置する。

2 連携会議に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるとき、甲、乙が協議して定める。

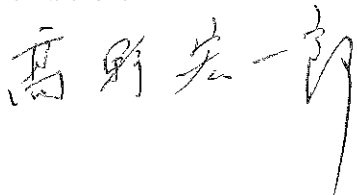
本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成21年6月29日

甲 佐渡市千種232番地

乙 新潟市中央区白山浦1丁目332番地
学校法人新潟国際芸術学院

佐渡市長



理事長兼学院長

